

広告に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）
定款第4条第2項及び第34条第2項並びに会務執行規則第22条に基づき、正会員及び賛助会員の広告に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における広告とは、正会員及び賛助会員が、口頭、書面、電磁的方法その他の方法により、自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(責務)

第3条 正会員及び賛助会員は、広告の掲載にあたっては、法令及び本協会会務執行規則並びに諸規程等を遵守すると共に、本協会の倫理綱領及び自主規制並びに平成26年8月25日付警察庁通達並びにこれに基づく同年9月1日付本協会会長通達を厳守し、消費者保護を図るための適正な広告をしなければならない。

(種類)

第4条 この規程における広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) マスメディア広告（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）
- (2) インターネット広告（インターネット上で展開されるすべての広告手法）
- (3) セールスプロモーション広告（電話帳、ダイレクトメール、チラシ、看板、交通広告、POP広告、キャンペーン、フリーペーパー、パンフレット等）

(禁止される広告)

第5条 正会員及び賛助会員は、次の広告をすることができない。

- (1) 事実に合致していない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告

- (4) 困惑させ又は過度な不安をあおる広告
- (5) 特定の同業他社と比較した広告
- (6) 本協会の品位又は信用を損なうおそれのある広告

(表示できない広告事項)

第6条 正会員及び賛助会員は、次の事項を表示した広告をすることができない。

- (1) 依頼者又は顧問先。但し、依頼者又は顧問先からの書面による同意がある場合を除く
- (2) 受件中の案件。但し、依頼者からの書面による同意がある場合及び依頼者が特定されずかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く
- (3) 過去に取り扱い又は関与した案件。但し、依頼者からの書面による同意がある場合及び広く一般に知られている案件又は依頼者が特定されない場合でかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く

(不適切文言の表示禁止)

第7条 正会員及び賛助会員は、次の文言（本協会の倫理綱領及び自主規制に抵触するおそれのある行為又は公序良俗に反し社会通念上不適切であると判断される行為を謳った文言で、平成17年11月25日開催された社団法人日本調査業協会第4回定例理事会において決議され、さらには平成27年6月19日開催の本協会第1回定例理事会において再決議された文言のことをいい、これを「不適切文言」という。）を表示した広告をすることができない。

1	別れさせ屋	10	犯罪歴データ調査
2	別れさせ工作	11	入出国等渡航歴確認
3	縁切り屋	12	戸籍等公募取得
4	復縁工作	13	発信機設置
5	復縁屋	14	盗聴盗撮請負
6	出会い工作	15	データ調査確認
7	仕返し屋	16	銀行データ確認
8	復讐代行	17	サラ金利用状況確認
9	殺人請負	18	クレジット利用状況等の金融データ確認調査

(特定案件の勧誘広告)

第8条 正会員及び賛助会員は、受件した案件の対象者及び利害関係者に対して、当該案件の依頼を勧誘する広告をしてはならない。但し、公益上の理由があるとして本協会の承認を得た場合についてはこの限りではない。

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第9条 正会員及び賛助会員は、第三者が正会員及び賛助会員の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為で本規程に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力してはならない。

(広告者の表示)

第10条 正会員及び賛助会員は、広告中に、自己の情報を表示するにあたっては、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 探偵業の業務の適正化に関する法律（以下、「探偵業法」という。）第4条第1項に基づく探偵業届出証明書の番号
- (2) 本協会に入会している旨並びに本協会登録番号
- (3) 探偵業者の商号、名称又は氏名、電話番号、所在地、並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 提供することができる探偵業務の内容

2 前項各号の表示にあたっては、探偵業法第4条第3項に基づく書面に記載されている事項に合致したものでなければならない。

(保存義務)

第11条 広告をした正会員及び賛助会員は、広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録及び広告をした日時、場所、送付先等の広告方法に関する記録並びに本規程第6条第1号から同条第3号までの同意を証する書面を、当該広告が終了したときから三年間保存しなければならない。

(違反行為の指導)

第12条 本協会は、正会員及び賛助会員に対し、必要があると認めるときは、前条の記録等の提出を求め、その他広告に関する調査を行うことができる。

2 正会員及び賛助会員は、前項の調査に協力しなければならない。

- 3 広告が本規程に違反する疑いがあるときは、本協会は、広告をした正会員及び賛助会員に対し、当該広告内容が本規程に違反していないことを証明するよう求めることができる。
- 4 前項の場合において、広告をした正会員及び賛助会員が、当該広告内容について本規程に違反していないことを証明できなかつたときは、本協会は、当該広告が本規程に違反するものとみなし、違反行為の修正、中止若しくはその他の必要な措置を講ずることができる。
- 5 前項の措置を求められた正会員及び賛助会員は、遅滞なくその内容に従い、その結果を本協会に報告しなければならない。
- 6 正会員及び賛助会員が当該措置に従わない時は、当該広告物による被害発生防止のため、本協会会長が特に必要があると認めるときに限り、本協会は、当該措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。

(運用指針及び改正等)

第13条 本協会会長は、この規程の解釈及び運用につき、理事会の承認を得て、指針又は細則を定めることができる。

- 2 この規程は、必要と認めた場合、理事会の承認を得て改正することができる。

附 則

1	平成26年04月01日 施行する。	H26年03月06日(木):(一社)設立総会
2	平成28年02月20日 改定	H27年度 第2回臨時理事会承認
3	平成29年03月23日 改定	H28年度 第4回理事会承認 平成29年04月01日施行